

発委第3号

令和4年5月16日

北栄町議会議長 津川俊仁様

提出者 北栄町議会議会運営委員会
委員長 長谷川 昭 二

北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び7項並びに北栄町
議会会議規則（平成17年北栄町議会規則第1号）第14条第3項の規定により
提出する。

理由

令和3年人事院勧告に準じて、北栄町議会議員の期末手当の支給率を変更す
る。

北栄町条例第 号

北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年北栄町条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 議会の議員の期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の120に相当する額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 議会の議員の期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の120に相当する額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当を支給しない。